



# 非住宅建築物・ 瑕疵保証制度のご案内

安心の  
10年保証

店舗や施設、教育施設や老人ホームといった、用途に住宅を含まない非住宅建築物に利用できる瑕疵保証制度についてご案内します。

## 瑕疵保証制度とは

ハウスジーマンを制度管理者とした、住宅の用途を含まない非住宅建築物向けの瑕疵保証制度です。当社は制度を利用して、建物の基本的な構造耐力・防水性能に関する10年間の瑕疵保証を提供します。

建設されている建物が制度の対象として相応しいものであることを確認するため、建物の建設中に3回の検査を受けます。建物の完成後、ハウスジーマンは申し込まれた建物を損害保険に付保します。

建物の引渡後に保証制度の対象となる事故、具体的には雨漏れや構造上の問題が発生した場合は、当社は保証約定に基づいて補修を行い、付保された損害保険から補修に要した費用に相当する金額の支払いを受けることになります。

対象  
建物  
(例)



テナントビル



教育施設



福祉施設



店舗



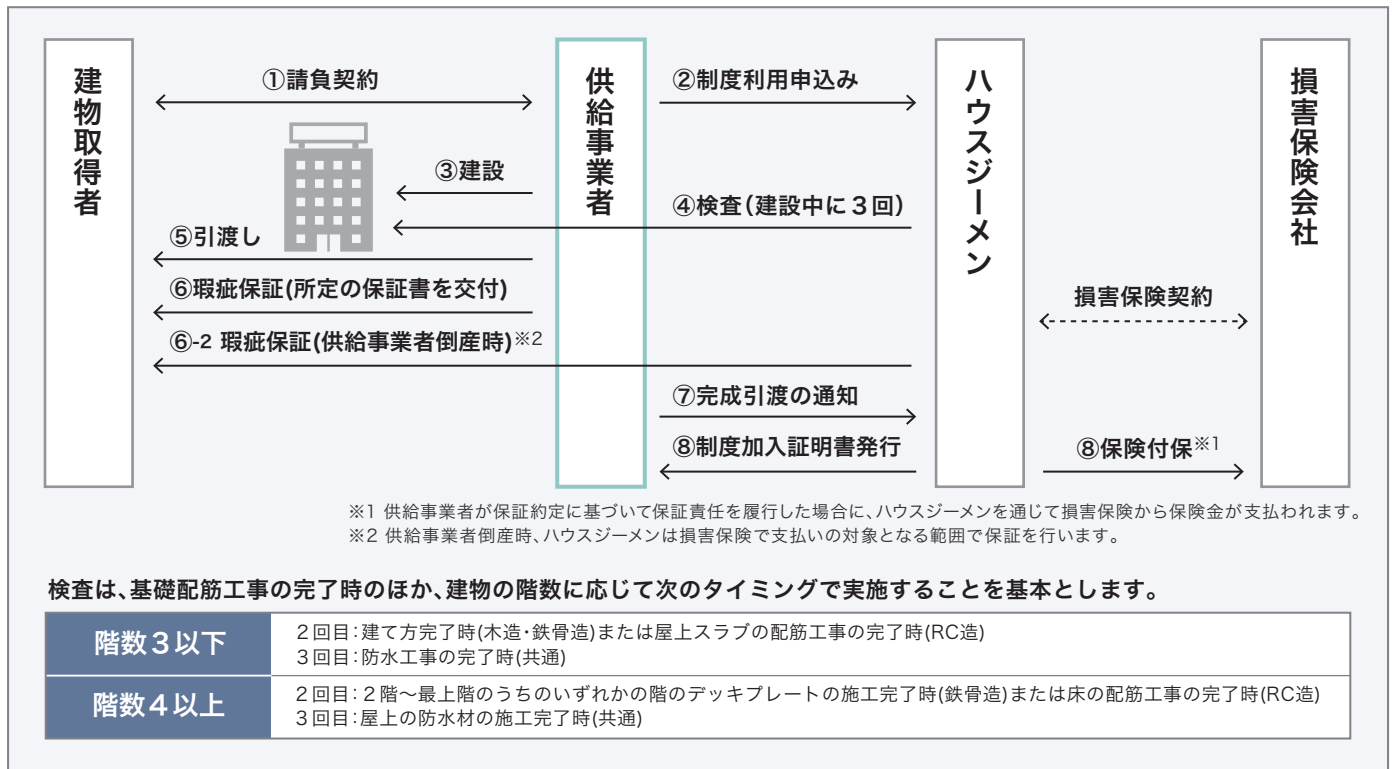
事務所



倉庫・物流センター

保証制度の対象 となる建物	用途	用途に住宅を含まない、テナントビルや事務所、店舗、児童福祉施設、診療所、老人ホーム等の福祉施設、倉庫・物流センター等の非住宅建築物
	規模	延べ床面積や階数を問わず利用可
	構造	構造を問わず利用可
保証内容	保証の対象	建物の基本構造部分の基本的な構造耐力性能と防水性能
	保証期間	建物の引渡しから <b>10年間</b>
	保証限度額	<b>2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円/棟</b> から選択

# 瑕疵保証制度の概要



**保証事故** このどちらかに該当する場合に、補修(原状回復)を行います。

<b>基本的な防水性能を満たさない場合</b>	<b>基本的な構造耐力性能を満たさない場合</b>
屋根や外壁、開口部からの雨漏れ	梁や床版のたわみ、傾斜、基礎の不同沈下



**免責事由** 以下のいずれかに該当する場合は、保証の対象となりません。

■ 次の事由により生じた損害

<b>建築物以外の瑕疵</b>	建物以外の備品や物体の瑕疵に起因して生じた損害	<b>土間床からの浸水</b>	土間床とした部分の開口部からの浸水
<b>自然災害</b>	洪水や台風、豪雨、暴風、暴風雨、竜巻といった自然災害	<b>不適切な使用</b>	建物の著しく不適切な使用や維持管理(求められる定期修繕を怠った場合は、著しく不適切な維持管理がされているものとして扱います。)
<b>外来の事由</b>	火災や落雷、爆発、自動車の激突といった外来の事由	<b>不適当な設計施工</b>	保証者から不適当と指摘を受けたうえで被保証者が採用した設計・施工方法や資材等の瑕疵
<b>地盤沈下等</b>	近隣の土木工事や建設工事、地下水の汲み上げ等の影響による土地の沈下や隆起、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流入・流出、土地造成工事の瑕疵	<b>工法に応じた事象</b>	建物に採用した工法により、当然に生じる雨水の浸入や、隙間、たわみなどの事象
<b>動植物の被害</b>	植物の根の成長や、シロアリ・ネズミといった小動物の被害	<b>保証者以外の施工</b>	保証者以外が行った施工の瑕疵といった保証者以外に起因する事由
<b>経年劣化等</b>	瑕疵によらない建物の自然の消耗(経年劣化)や摩滅、さび、かび、腐敗、変色といった事象	<b>引渡後の工事</b>	保証開始後の建物の改修工事(保証事故の補修を含みます)やその工事部分の瑕疵
<b>基礎打継部</b>	基礎打継部からの雨水浸入	<b>予見不能な事象</b>	建物の売買契約や請負契約の締結時に技術的に予防できない現象やこれにより生じた事由

■ 次の損害

<b>結露</b>	建物の性質による結露	<b>備品のき損</b>	瑕疵により生じた建物以外の備品の滅失やき損
<b>健康被害</b>	瑕疵により生じた傷害や疾病、死亡、後遺障害	<b>利用の阻害</b>	瑕疵により建物や備品の利用ができなくなったことで生じた損害

保証者・制度加入者

制度管理者

住宅瑕疵担保責任保険法人  
**株式会社 ハウスジューメン**

〒105-0004 東京都港区新橋4-3-1新虎安田ビル  
 TEL: 03-5408-8486 Web: <https://www.house-gmen.com>